

快適な都市生活や商工業等の経済活動に欠かせない、道路等の交通施設、公園等の公共空地、水道、下水道、ごみ焼却場等の供給処理施設、学校等の教育文化施設、病院等の社会福祉施設等様々な施設のことを「都市施設」といいます。これらの施設全てを都市計画として定める必要はありませんが、必要と判断されるものを都市計画として定めることにより、着実かつ円滑に整備を行っていくことができます。

なお、事業を円滑に進めるために、都市計画に定められた都市計画施設の区域内では、建築について規制が課せられます。(§53①)

1 都市計画道路

都市における道路は、都市交通施設(交通路や沿道の利用)としての機能のほか、通風や採光、オープンスペースといった居住環境を維持するための機能、避難路や救援路などの都市防災施設としての機能、電気・ガス・上下水道・電話等他の都市施設のための空間としての機能、市街化を誘導する機能など多岐にわたった様々な役割をもっています。

道路の種類

①自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路
②幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
③区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路
④特殊街路	ア 専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路
	イ 専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路
	ウ 主として路面電車の交通の用に供する道路

(1) 街路事業

都市計画道路は、都市を構成する最も基礎的な施設で、まちづくりの基本となるものです。

街路事業は、法第59条の認可及び承認を得て実施される都市計画事業のうち、都市計画道路を整備する事業です。

また、街路を整備する手法として、他に土地区画整理事業、市街地再開発事業等によるものがあります。ただし、国道や郊外部の都市計画道路は、主に道路事業として整備を行うこととなります。

(2) 交通広場（駅前広場等）

鉄道、港湾、空港に接続して設けられる交通広場は、複数の公共交通機関と道路交通の結節点として、円滑な乗継ぎ、駅前交通の混雑解消を目的とした都市施設で、都市計画道路の一部として都市計画決定します。

また、都市の重要な公共空間として、都市又は地域の玄関口として、都市景観上重要な役割を果たしています。

(3) 都市計画道路の見直し

都市計画道路は、将来の都市の姿を見通し、道路網を定め整備していくものであり、計画から完成までに相当の期間を要するため、一定の継続性が要請されます。しかしながら、社会経済情勢の変化や市町村合併等の政策の転換等に伴い、都市計画道路の当初の位置づけや必要性に変化が生じている可能性があります。

また、都市計画道路の区域内における建築制限等の規制が長期化することで、地域に様々な影響を与えるなどの問題が顕在化しています。

これらのことから、随時、都市計画道路の見直しを行っています。

検討手順

ステップ 1 将来都市像及び都市計画道路網の現状、課題の明確化

- ・上位計画をもとに都市計画区域の将来都市像や都市計画道路の位置付けを整理、明確化する。
- ・都市計画道路及びその他の主要道路、周辺の土地利用状況等の状況を整理する。
- ・都市計画道路が抱える課題を検討する。

Yes

ステップ 2 見直し検討対象路線の選定

- ・見直しの要件に基づき都市計画道路の中から見直しの検討対象とする路線を選定する。
※見直しの要件：都市計画決定後、概ね 20 年以上未着手期間を含む幹線街路及び種々の要因により明らかに現実化が難しい未着手幹線街路など。

No

Yes

ステップ 3 見直し対象路線の評価・検証

- ・以下の観点から当該路線を評価・検証する。
 - ①都市計画決定趣旨
 - ②上位計画における重要な位置づけ
 - ③道路ネットワークにおける機能
 - ④代替機能路線の有無
- ・4つの観点のうち、一つでも妥当性がないと判断した路線は詳細検討路線とする。

No

Yes

ステップ 4 都市計画道路網全体における詳細検討路線の方針の検討

- ・詳細検討路線の方向性（存続・変更・廃止）を踏まえ、将来交通量推計を実施し、関係機関全体でその方向性を検証、検討する。

No

Yes

計画の変更・廃止候補路線

存続路線

2 都市高速鉄道

商店、事業所、住宅などが特に集積し、道路密度も高い中心市街地において地上を走る鉄道は、道路との平面交差が交通渋滞や踏切事故の原因となり、都市活動の大きな障害となるだけでなく、鉄道が市街地を分断し、地域の一体的な発展を阻害している場合があります。

連続立体交差事業は、このような地上にある鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することによって多数の踏切を一挙に除去し、立体交差化を実現するとともに、市街地の均衡ある発展を図ることを目的とした事業です。

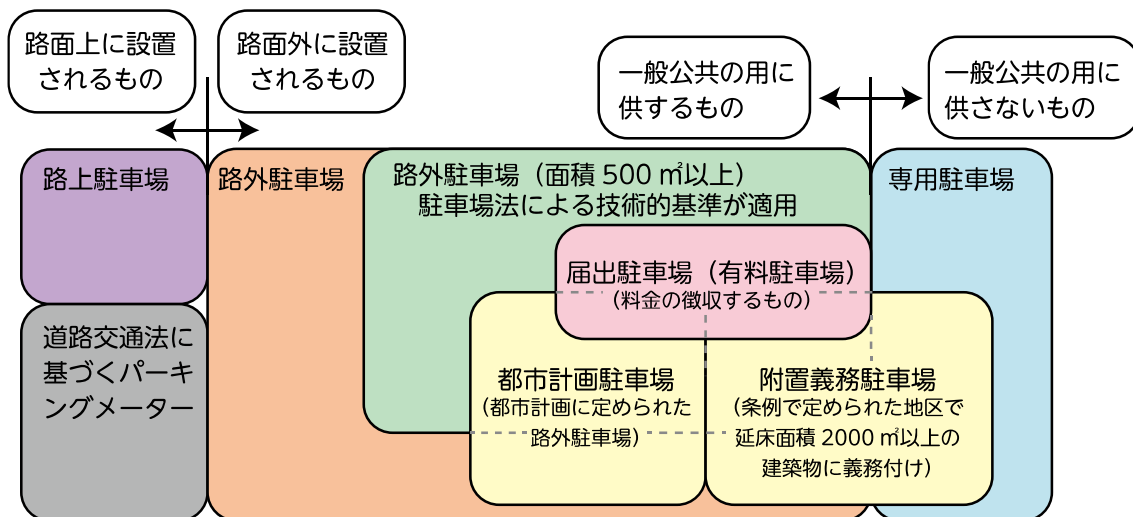
また、土地区画整理事業などの面的整備事業や街路事業などと併せて実施することにより、その効果を最大限活用することができます。

3 駐車場

駐車場は、自動車と他の交通機関との結節点として、また、交通目的地の近くにおけるターミナルとしての役割を持ち、都市内で自動車が効率的な交通手段として利用されるためには、駐車場が適正な位置に適正な規模で整備される必要があります。

公共交通の整備が進んでいない地方都市では、駐車場の整備は中心市街地活性化の一つの方策であり、土地利用や道路・鉄道の整備とのバランスをとりながら、都市交通体系の一環として設置されなければなりません。

駐車場の分類



都市計画駐車場 (セラ 602)



届出駐車場 (県民交流センター地下駐車場)

4 自動車ターミナル

自動車ターミナルは、バス及びトラックの発着所を集約し、交通の円滑化と輸送の効率を高めることを目的とする施設であり、一般的にはバスターミナル、あるいはトラックターミナルと呼ばれています。

5 公園緑地

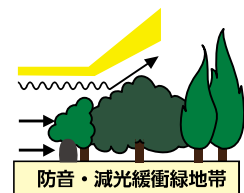
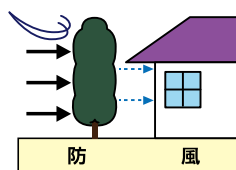
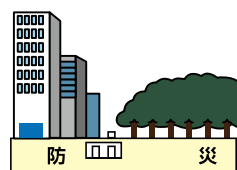
都市の中に緑とオープンスペースを確保する公園・緑地は、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であるとともに、良好な風致を備えた地域環境を創り出すことで、都市景観を潤いあるものにします。また、災害時にはその発生を緩和し、避難・救援活動の場ともなります。

(1) 公園の役割



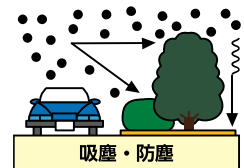
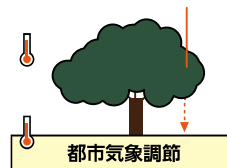
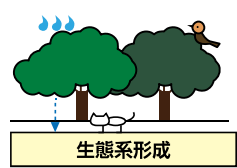
都市防災

- ① 災害時の避難地・避難路
- ② 延焼の防止
- ③ 災害応急対策の拠点 など



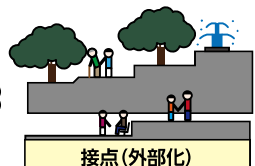
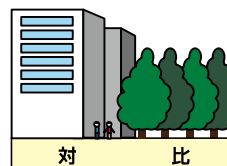
都市環境の意地・改善

- ① 動植物の生息・生育地
- ② 都市気象の調節
- ③ 大気の浄化 など



都市景観

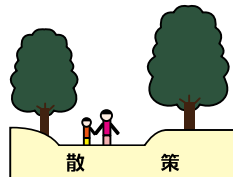
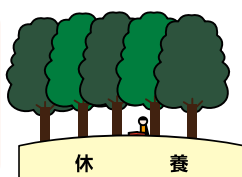
- ① 美しい都市景観の形成
- ② 快適な環境の形成
- ③ 都市のシンボルづくり
- ④ 個性的な都市づくり など





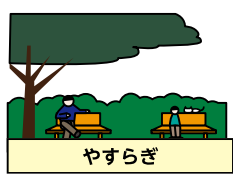
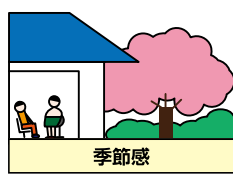
健康・レクリエーション空間

- ① 休養・散策
- ② 健康運動スポーツ
- ③ レクリエーション
- ④ 交流コミュニティ活動 など



精神的充足

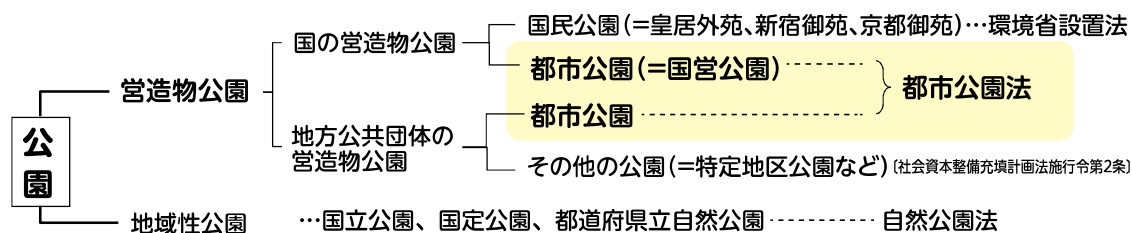
- ① 日常生活の中の緑、花、人とのふれあい
- ② 心のやすらぎ・生きがい
- ③ 季節感
- ④ 交流・コミュニティ活動 など



(2) 公園緑地の区分

一般に「公園」と呼ばれるものは、営造物公園と地域制公園に大別されます。営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表されます。この都市公園とは、計画的な「まちづくり」の一環として、都市公園法に基づき、国や県、市町がその土地や物件についての所有権などの権利を取得したうえで公園として整備管理するものです。

地域制公園は、自然公園法に基づく自然公園に代表されるように、国または地方公共団体が一定区域内の土地権限に関係なく、その区域を公園として指定し、土地利用の制限や一定行為の禁止、制限によって自然景観を保全することを主な目的としています。



出典:国土交通省ホームページを加工して作成

(3) 公園緑地の種類

公園・緑地は、その設置目的や様々な機能によって、次のように分類されています。

機能	名称	内容
身近な公園	住居基幹公園	街区公園 半径250m以内の住居者を対象とし、面積0.25haを標準とする。
		近隣公園 半径500m以内の住居者を対象とし、面積2.0haを標準とする。
		地区公園 1km以内の住居者を対象とし、面積4.0haを標準とする。また、都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4.0ha以上を標準とする。
都市の代表的な公園	都市基幹公園	総合公園 都市規模に応じ、面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園 都市規模に応じ、面積15～75haを標準として配置する。
広域レクリエーションに対する公園	大規模公園	広域公園 面積50ha以上を標準とする。
		レクリエーション都市 大規模な都市公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、全体規模1,000haを標準として配置する。
一の都道府県を越えるような広域的な利用に供すること又は国家的記念事業等とすることを目的に、国が設置する公園	国営公園	広域的な利用に供する公園については、面積概ね300ha以上を標準として配置する。
史跡の保全や動植物の展示等の特殊な公園	緩衝緑地等	特殊 風致公園、動植物公園、歴史公園、都市林等の区分があり、目的に応じ配置する。
大気汚染、騒音等の公害防止及びコンビナート地帯等における災害の防止を図る公園		緩衝 公害、災害発生地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において、公害、災害の状況に応じ、配置する。
都市の自然的環境の保全及び都市景観の向上等を図る公園		都緑 市街地の形態及び土地利用に応じ配置する。
災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図る公園		緑道 幅員10～20mを標準とする。

※ カントリーパーク(特定地区公園)

カントリーパークが設置される要件がいくつかありますが、その一つに当該行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ、将来においても指定が予測されないことというものがあつて、都市計画施設とはなりません。また、公園の標準規模は都市公園における地区公園相当(4ha)とされています。

(4) 公園緑地の配置

都市公園には身近な遊び場や日常スポーツ、散策、休息などのための比較的小規模なものから、週末や長期のレクリエーション利用のための大規模なものまで、利用対象や機能、地域の実情に応じて、配置されます。

(5) 緑の基本計画

緑の基本計画は、都市緑地法において「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として位置づけられており、緑地の保全、緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するため、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

当計画は、市町村が策定し、策定の際には、公聴会の開催など住民の意見を反映する措置が必要となり、策定後は公表することとなっています。

(6) 公募設置管理制度 (Park-PFI)

(ア) 制度概要

都市公園において、飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きです。

事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されます。

(イ) 条件

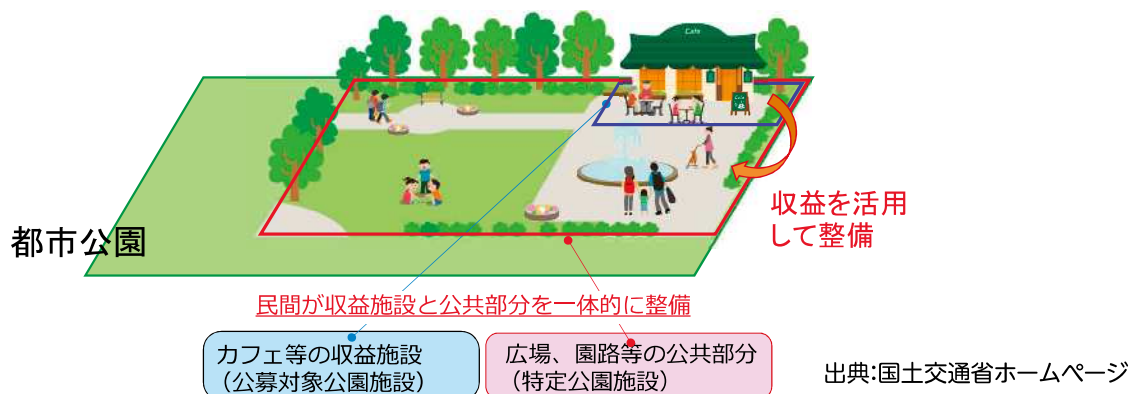
園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと

- ・ 公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等公園管理者が指定する特定公園施設を合わせて整備することが必要です。
- ・ 特定公園施設の整備は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも公園管理者が一部負担とすることも可能です。

(ウ) 特例一覧

- ・ 設置管理許可期間の特例
通常最長10年のところを、公募対象公園施設は最長20年となります。
- ・ 建ぺい率の特例
通常、飲食店等の便益施設の建ぺい率は2%ですが、公募対象公園施設については、12%となります。
- ・ 専用物件の特例
自転車駐車場、看板広告が利便増進施設として設置可能となります。

公募設置管理制度(Park-PFI)のしくみ



6 下水道

下水道は、下水(雨水・汚水)を排除するために設けられる排水管(管渠)、これに接続して下水を処理し公共水域に排出するために設けられる処理施設、またはこれらの施設を補完するために設けられるその他施設(ポンプ施設など)の施設の総体をいいます。

(1) 汚水とは？

水洗式便所からのし尿や家庭における調理・洗濯で生じる生活排水と商店やホテル、町工場から大工場にいたる事業所や事業場からの生活、営業ならびに生産活動によって排出される排水のことをいいます。

下水を排除し処理する方式については、汚水・雨水を同一に行う合流式と汚水・雨水を別々に行う分流式があります。

下水道整備による役割・効果として、以下の3つの点があげられます。

① 雨水の排除(浸水の防除)

雨水を道路や宅地から速やかに排除することにより、浸水から街を守ります。

② 便所の水洗化・周辺環境の改善

便所の水洗化が可能になり、快適な生活環境を確保できます。また、蚊・蠅等の発生源となる下水が側溝等に流入しないため、街並みをきれいにできます。

③ 水質の保全

家庭や工場等から流される汚水を下水処理場に集め、きれいな水にして海や川に返すことで、公共水域の水質汚濁防止に役立ちます。

(ア) 下水道等汚水処理施設の種類

汚水処理施設は、複数の家屋等から排出される汚水を管渠により1箇所に集めて処理する集合処理と、各家屋に生活排水処理施設を設置する個別処理に区分されます。いずれの処理施設についても国の交付金事業等により整備、普及されています。

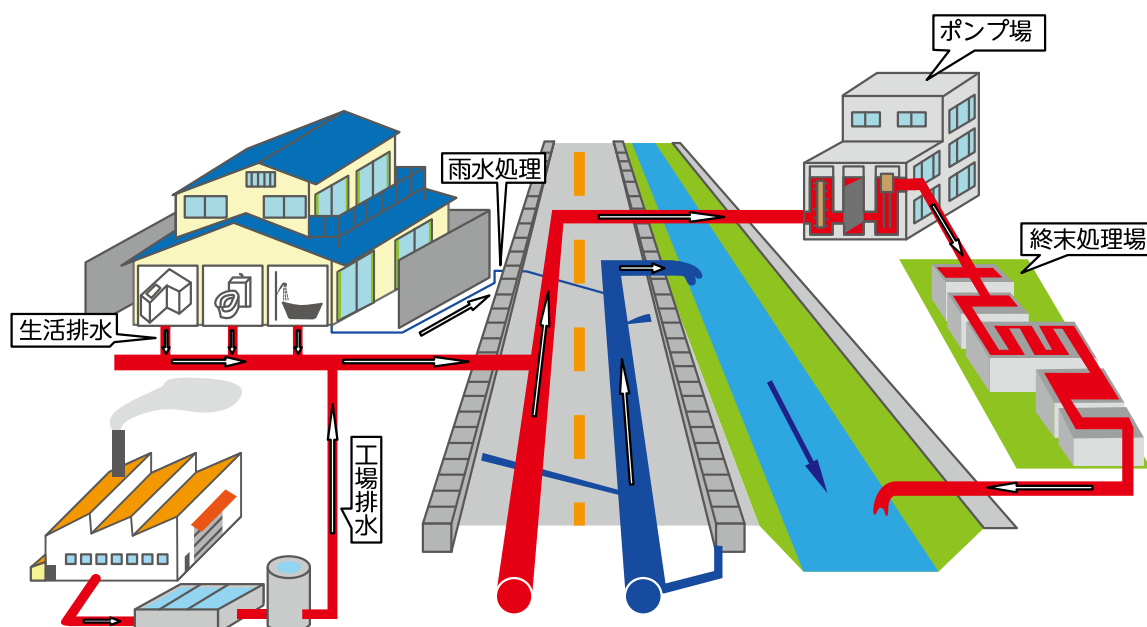
集合処理施設(下水道法)

公共 下水道	公共下水道	主として市街地で計画人口は制限なし。事業主体は原則として市町村とする。
	特定公共下水道	主として市街地にある工場や事務所を対象に行う。事業主体は原則として市町村とする。
	特定環境保全 公共下水道	自然公園区域や農山漁村等で計画人口が概ね1,000人以上10,000人以下。事業主体は原則として市町村とする。
流域下水道		2以上の市町村の区域内の下水を受けて排除するもので、かつ終末処理場と幹線管渠からなり、その事業主体は原則として都道府県とする。
都市下水路		終末処理場をもたず、主として市街地に降った雨を速やかに排除することを目的とする下水道で、市町村が設置、管理するもの。開水路構造が多い。

その他の施設(下水道法以外)

集 合 処 理 施 設	農 業 集 落 排 水	農業振興地域内で計画人口概ね1,000人以下
	漁 業 集 落 排 水	漁港の背後の漁業集落で計画人口5,000人以下
	コ ミ ュ ニ テ ィ ー ・ プ ラ ン ト	計画人口101人～30,000人
個 別 処 理 施 設	合 併 処 理 浄 化 槽	集合処理施設の整備が見込まれない区域や、集合処理施設の整備に相当な期間を要する区域において、主に個人住宅に設置される施設

(2) 公共下水道のしくみ (分流式)



・雨水(青いライン)

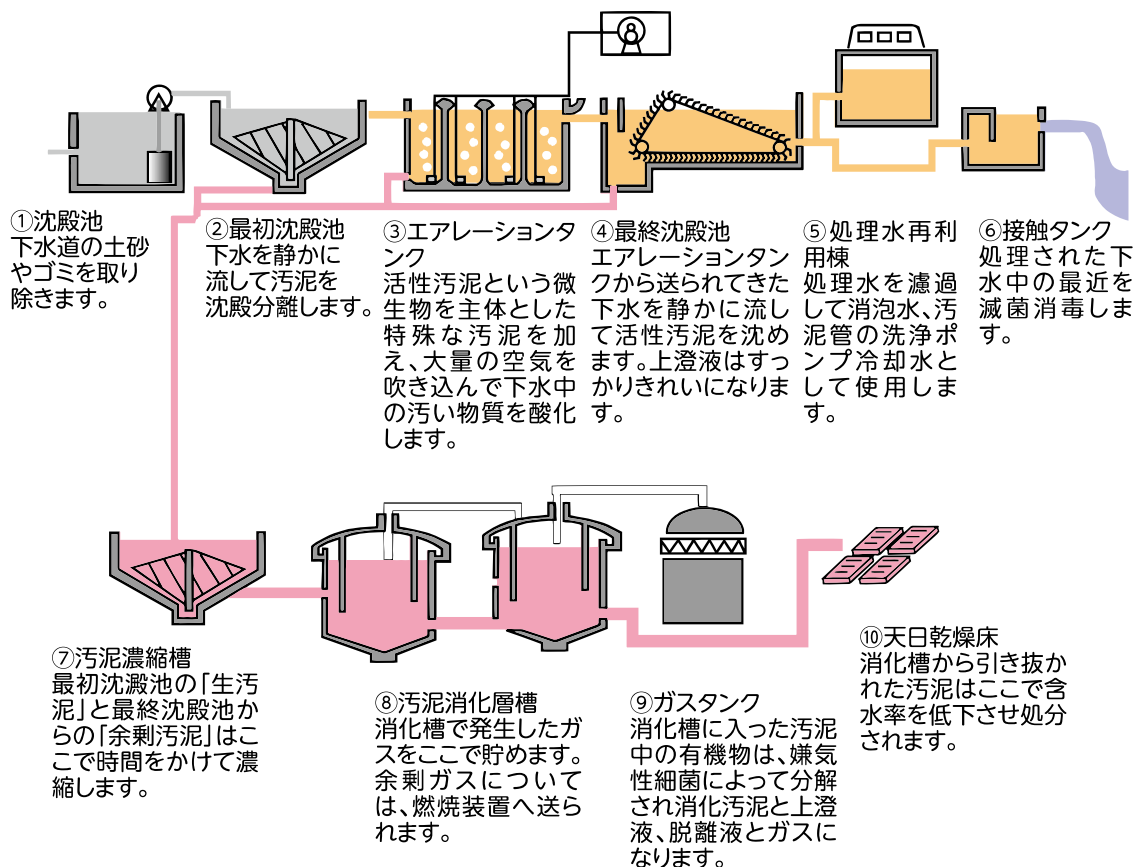
基本的には排水管(管渠)から直接公共水域に排出

・汚水(赤いライン)

基本的には排水管→ポンプ場→終末処理場→公共水域に排出

(3) 下水処理場の工程 (一例)

汚水処理の工程



7 その他の都市施設

都市施設としては、他にも、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設などがあり、いずれも快適な都市生活を営むために不可欠なものです。こうした施設も周囲に与える影響も大きいので、原則として都市計画において、その敷地の位置が決定されていなければ、一定規模以上の施設の新築または増築ができません。(建築基準法§51)